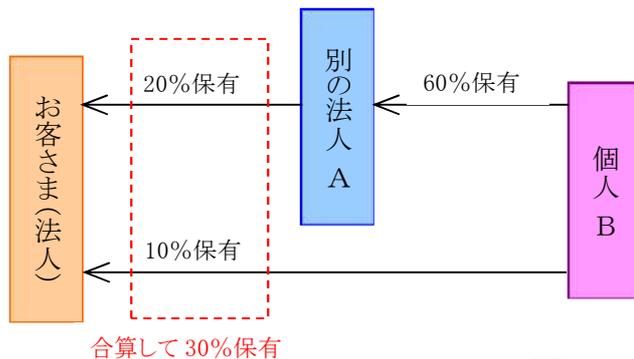


法人のお客さまの実質的支配者を確認する方法

| | | |
|---------------------------|---|--|
| 形態 | 資本多数決法人の場合 (株式会社、有限会社、投資法人、特定目的会社 等) | 資本多数決法人以外の法人の場合 (合名会社、合資会社、合同会社、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人 等) |
| 実質的支配者 | 直接または間接に 50%を超える議決権を保有する方 | 事業収益・事業財産の 50%を超える配当・分配を受ける権利を有する方 |
| | ↓ (いない場合) | ↓ (いない場合) |
| | 直接または間接に 25%を超える議決権を保有する方 | 事業収益・事業財産の 25%を超える配当・分配を受ける権利を有する方 |
| | ↓ (いない場合) | + (または) |
| | 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方 (例: 大口債権者、会長、創業者等) | |
| ↓ (いない場合) | | |
| 法人を代表し、その業務を執行する方(代表取締役等) | | |

【間接に保有する例】

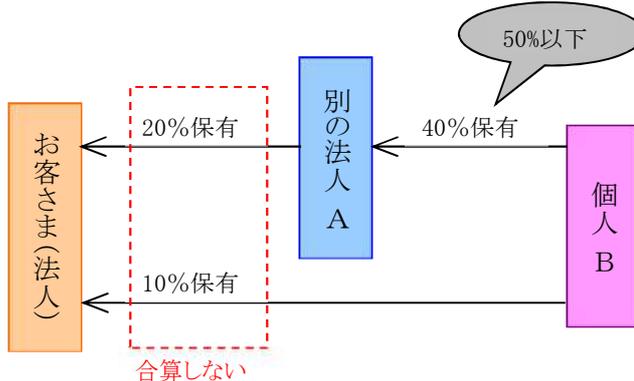
ケース1



お客さまの議決権を 20% 保有する別の法人A。
 その法人Aの議決権を 50% 超保有する個人がいる場合に、間接保有として計算に含めます。

ケース1では、個人 B が、法人 A の議決権を 60% 保有しているので、直接保有する 10% に間接保有分(法人 A が保有する 20%)を合算すると 30% となり、実質的支配者となります。

ケース2



逆にケース 2 では、個人 B は、法人 A の議決権を 50% 超保有していないため、法人 A が保有する 20% は合算されず、個人 B の保有割合は直接保有する 10% のみのため、実質的支配者とはなりません。